

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書
【漁港漁場工事を除く土木工事】

本工事は、愛媛県工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書、漁港漁場関係工事共通仕様書及び港湾工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

本工事は、現場環境改善費に熱中症対策・防寒対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

(実施方法等)

実施方法等は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領」によるものとする。